

- (1) この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。）
 - (4) 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合
- (備考)「被告を代表すべき者」は、任命権者（鳥取県警察本部にあっては、鳥取県公安委員会）とすること。